

茨木市地域生活支援拠点等 登録等マニュアル(事業者向け)

令和7年3月

茨木市

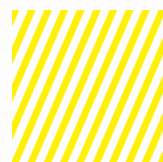
福祉部

福祉総合相談課

障害福祉課

こども育成部

発達支援課



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

Ⅰ このマニュアルで用いる関係法令等

このマニュアルで用いる略語は下表のとおりです。

また、このマニュアルで使用している用語の意義は、別に定めのある場合を除き、下表の法律、通知、マニュアルに定めるものと同じです。

名 称	略 語
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）	障害者総合支援法
地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7 日障障発0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）	拠点整備促進通知
地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について（令和6年3月29日障発0329第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	拠点ネットワーク通知
地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（令和 6 年 3 月 29 日障障発第 0329 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）	拠点機能強化通知
地域生活支援拠点等コーディネーターガイドブック（令和5年度厚生労働科学研究補助金「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究）	コーディネーターガイドブック

※ 上表の各種通知及びコーディネーターガイドブックは、厚生労働省 HP「地域生活支援拠点等」のページに掲載されています。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>)

2 地域生活支援拠点等とは

障害のある方の重度化・高齢化や介護者が不在になった時の備え、入所施設等からの地域生活への移行を推進し、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のサービス提供体制を整備するものです。地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の機能は、障害者総合支援法第77条第3項に規定しています。

また、国が示している拠点等の整備方法等は、次のとおりです。（拠点整備促進通知、拠点機能強化通知より）

	類型	内容	整備手法
拠点等	地域生活支援拠点	法第77条第3項各号の事業を実施するために必要な機能を有する <u>拠点</u> （共同生活援助事業所や障害者支援施設等に必要な機能を付加することも可）	多機能拠点整備型
	面的な体制	複数の関係機関が相互の有機的な連携の下で法第77条第3項各号の事業を実施する <u>体制</u>	面的整備型

本市においては、市内に様々な障害福祉サービス事業所等があることから、複数の機関が分担して機能を担う【面的整備型】を採用し、整備を行いました。

国は、このような面的な整備体制を地域生活支援拠点等と「等」を付けて呼んでいるため、本市の事業名は「茨木市地域生活支援拠点等整備事業」（このマニュアルでは「拠点等」）としています。

3 拠点等がなぜ必要なのか？

障害の重度化、障害のある方やその親の高齢化が進行していることから、障害のある方やその家族の緊急事態に対応できる体制の必要性が高まっています。

また、入所施設や入院等から地域生活への移行を進めるためにも、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制を整備する必要があることから、拠点等の整備を進めています。

4 対象者について

障害者総合支援法第77条第3項に規定された拠点等の対象者は次のとおりです。

【対象者】

地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下「地域生活障害者」という。）

5 拠点等の機能について

拠点等には、次の4つの機能があります。（拠点機能強化通知の3より）

障害福祉サービス等報酬の中には、事業所の運営規程において市町村により拠点等として位置付けられていることを定めることや、拠点事業所と拠点関係機関との間で平時から情報連携を整えるための連携担当者を拠点事業所に1名以上配置し、指定を受けた行政庁に届出を行うことで、算定ができる加算等があります^(※1)。

届出は、本マニュアル「7 拠点等の機能を担う事業所や拠点コーディネーター等の登録について」の手順に従い、茨木市地域生活支援拠点等実施要綱、報酬告示、留意事項通知などの各種関係通知の趣旨目的、内容をご理解いただいた上で行ってください。

単に「運営規程に規定すれば加算が算定できる」といった認識を持つことのないよう、ご注意ください。

（※1）… 参考：「地域生活支援拠点等にかかる主な加算一覧」

報酬請求にあたっては、上記を参考に、最新の報酬告示、留意事項通知などの各種関係通知等の内容をご理解いただいた上で行ってください。

なお、連携担当者は事業所に置くべき人員に加えて配置する必要はなく、市町村や拠点関係機関等との情報連携を担う担当者を明確化しておくことで足りるものとなっています（拠点機能強化通知の5（2））。

拠点等の機能及び対応する加算一覧

機能	具体的な内容	対象となる加算	対象となるサービス
相談機能	平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態 ^(※2) 等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能	・地域生活支援拠点等 相談強化加算	・計画相談支援 ・障害児相談支援

機能	具体的な内容	対象となる加算	対象となるサービス
緊急時の受け入れ・対応機能	短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能	・緊急時対応加算	・訪問系サービス
		・緊急時支援加算（Ⅰ）	・自立生活援助
		・緊急時支援費（Ⅰ）	・地域定着支援
		・緊急時受入加算	・日中系サービス
		・緊急時の受け入れ機能の強化	・短期入所
体験の機会・場の提供機能	障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）	・体験利用支援加算 ^{（※3）}	・日中系サービス
		・体験利用加算（Ⅰ） ・体験利用加算（Ⅱ） ・体験宿泊加算（Ⅰ） ・体験宿泊加算（Ⅱ）	・地域移行支援
		・地域移行促進加算（Ⅰ） ・地域移行促進加算（Ⅱ）	・施設入所支援
専門的人材の確保・養成等の機能	医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能	地域体制強化共同支援加算	・計画相談支援 ・障害児相談支援
		地域生活支援拠点等機能強化加算	・計画相談支援 ・障害児相談支援 ・自立生活援助 ・地域移行支援 ・地域定着支援

（※2）…「緊急事態」とは、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等をいう（拠点機能強化通知の3より）

（※3）…地域移行支援を通じて障害福祉サービスを体験利用した場合に算定

6 拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所について

拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の役割は、拠点機能強化通知や拠点ネットワーク通知、コーディネーターガイドブック等に具体的に記載されました。概要は次のとおりです。

【拠点コーディネーター】

●拠点コーディネーターの定義

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を行う者

●拠点コーディネーターの要件等

次のいずれかの要件を満たすものとして、市町村長が認めた者を指定特定相談支援事業所その他の拠点関係機関に配置するものとする。

- ① 協議会（障害者総合支援法第 89 条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有する者
- ② 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活障害者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者
- ③ その他社会福祉士など障害者支援に関する一定の知識及び経験を有する者

●業務例（イメージ）

- ・拠点関係機関との日頃からの情報連携や協議会への参画。
- ・各事業所と日頃から情報連携を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充を図る。
- ・障害福祉サービス等を利用していない対象者の緊急時に備えた相談、緊急時の対応を行う。
- ・対象者に計画相談支援や障害児相談支援が行われている場合（相談支援専門員がっている場合）は、相談支援専門員とともに受け入れ先を探す、対応方法を一緒に考える。
- ・障害者支援施設や精神科病院と連携して、対象者の意向を確認し、動機付け支援（面接、外出同行支援、体験宿泊支援、ピアサポート活動の活用等）を行う等とされています（機能強化通知の4 の(1)）。

【拠点機能強化事業所】

●拠点機能強化事業所の定義

地域生活支援拠点等機能強化加算において、市町村が拠点コーディネーターを配置する地域生活支援拠点等として位置付けている事業所

●拠点機能強化事業所の要件等

次の全ての要件を満たす事業所とする。

- ① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」と総称する。）を同一の事業所で一体的に運営していること又は地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営していること。
- ② 当該事業所（相互に連携して運営している場合には、いずれかの事業所）又は当該事業所以外の基幹相談支援センター等の拠点関係機関に拠点コーディネーターを常勤専従で1人以上配置していること。
- ③ 当該事業所（以下「拠点機能強化事業所」という。）を市町村が地域生活支援拠点等として位置づけていること。

●拠点コーディネーターの専従

拠点コーディネーターは、拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担い、効果的な支援の連携体制を構築するための業務に専ら従事する必要があることから、原則として、拠点機能強化事業所等における他の職務に従事してはならないこと。

ただし、緊急事態における支援や地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認めた場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができる。

●拠点機能強化事業所の責務

- ① 拠点機能強化事業所は、地域生活支援拠点等機能強化加算分の自立支援給付費については、地域生活支援拠点等機能強化加算は拠点コーディネーターの人件費等に充当することから、他の費目に充当することなく、市町村の関与の下、適切に精算すること。
- ② 拠点機能強化事業所は、障害福祉サービス等を利用していない対象者への計画相談支援・障害児相談支援の提供や、すでに計画相談支援又は障害児相談支援を利用しているが、更に緊急事態において特別な支援計画を必要とする者への支援、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への地域移行支援や精神科病院に入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者への自立生活援助や地域定着支援の提供等、障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者へ

の支援を拠点コーディネーターや市町村から求められた際には、地域の関係機関と連携し、積極的に支援を提供することに努めること。

③ 連携会議の開催

拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加する連携会議を開催し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。

これに加え、拠点機能強化事業所は、市町村と連携し、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の情報連携の担当者等とともに、地域生活支援拠点等の支援例の共有やその過程で把握した地域の課題の抽出及びその解決方法等について定期的に協議すること。なお、新たな会議の設置に代えて、市町村で実施している協議会等の場を活用する方法でも差し支えない。

また、地域生活支援拠点等の機能の整備状況についても、地域の関係者と共有を図ること。

7 拠点等の機能を担う事業所や拠点コーディネーター等の登録について

本市における拠点等の面的な体制の一翼を担っていただける事業所につきましては、運営規程に担う機能を規定する必要があります。次に記載する手順に従って、手続きをお願いします。

- ① 拠点等やコーディネーターの登録を希望する事業者は、市（福祉総合相談課）と拠点等や拠点コーディネーター、拠点機能強化事業所の趣旨目的や担う役割、連携方法等について、事前に協議を行う。

- ② 事業所は、市（福祉総合相談課）へ必要書類を提出する。

- 茨木市地域生活支援拠点等登録申請書
- 担う機能を規定した運営規程（案）
- 必要に応じて指示する書類

※ 運営規程に記載する拠点等の機能は、次の記載例を参考にして、必要な内容を記載してください。

- ③ 市は申請書の内容を審査し、申請者に対し、結果通知を送付します。

- ④ 登録決定した事業者は、②で提出した運営規程（案）を運営規程へ変更し、登録決定通知書とともに、事業所としての指定を受けた行政庁の担当課（福祉指導監査課もしくは発達支援課）へ届け出る。

※ 届出を行う加算により、提出書類が異なります。必要書類については、事業所としての指定を受けた行政庁の担当課（福祉指導監査課もしくは発達支援課）へご確認ください。

※ 届出が毎月15日以前になされた場合は、翌月サービス提供分から算定を開始できます。届出が毎月16日以降になされた場合は、翌々月サービス提供分から算定を開始できます。

- ⑤ 事業者は、市（福祉総合相談課）へ運営規程の変更を届け出たことを報告する。

- ⑥ 市は、運営規程を変更した事業所を茨木市地域生活支援拠点等登録リストへ掲載する。

【運営規程の記載例】

拠点等の機能を担っていただける事業所については、運営規程に担う機能を規定し、運営規程（案）とともに市（福祉総合相談課）へ申請していただくこととなりますが、運営規程への記載の内容については、次頁の内容を参考としてください。

なお、複数の機能を担う場合は、複数規定してください。

※ 重度障害者等包括支援については、「地域生活支援拠点等にかかる主な加算一覧」を参考にいただき、提供するサービスの担う機能を規定してください。

(地域生活支援拠点等としての機能)

第〇条 事業所は、茨木市より位置付けられた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。

(1) 相談機能

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応機能

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供機能（担う機能に応じ、一方又は両方を記載）

① 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に

当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

② 地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等

を活用した体験の機会を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

注)「常時の連絡体制の確保」について

「常時の連絡体制の確保」については、計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)、(Ⅱ)の算定要件の一つである「24時間の連絡体制の確保」と同様に考えます。

○留意事項通知第四の1の(2)の③の(二)のイ 24時間の連絡体制

「24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。」

【参 考】

本マニュアルに記載している手続は、拠点機能強化通知を参考にして定めています。

6 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるに当たっては、以下の手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められないものであること。

(1) 事前協議

地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と当該事業所の管理者等を含む関係者との間で、以下の項目等について事前に協議し、当該加算を活用した整備の方向性を共有する。

- ・地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
- ・実際に支援を行う場合の連携方法等
- ・整備状況の公表に係る周知方法等

さらに、拠点機能強化事業所の場合には、

- ・拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
- ・拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認、特に複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数の目安及び拠点コーディネーターの人件費等の負担割合等
- ・連携会議の開催方法等

について、その他の地域生活支援拠点等に係る加算の届出に際しては、

- ・拠点関係機関との連携担当者（計画相談支援及び障害児相談支援を除く。）についても事前協議を行うこと。

(2) 市町村への届出

事前協議により市町村との合意形成が図られた障害福祉サービス事業者等については、都道府県知事に対する加算の届出に先立ち、市町村に対して、地域生活支援拠点等の機能を担うこと及びそれに係る加算を算定するために必要な届出を行う。

(3) 市町村からの通知

市町村は提出された届出書を確認し、内容に不備等がない場合には、当該事業所を地域生活支援拠点等に位置付けた旨の通知を行う。

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和6年3月29日）

（地域生活拠点等・市町村による位置付け、加算の届出）

問3 市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、当該事業所から市町村に対する届出等の提出及び市町村から事業者に対する通知等により確認することとなったが、令和6年4月1日以降については、当該手続きが完了するまで地域生活支援拠点等として位置付けられていないものとして取り扱うこととなるのか。また、これまでの取扱いにより令和6年4月1日時点で既に地域生活支援拠点等として位置付けられている事業所において、当該手続きを行う必要があるか。

（答） 令和6年4月1日以降については、当該手続きが完了するまで地域生活支援拠点等として位置付けられていないものとして取り扱うこととなる。また、令和6年4月1日時点で市町村から地域生活支援拠点等と位置付けられている事業所であっても、改めて「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」（令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）でお示しする手順を経ることを基本とする。

8 各種様式

- 茨木市地域生活支援拠点等登録申請書（様式第1号）
- 茨木市地域生活支援拠点等（登録・変更・廃止）決定通知書（様式第2号）
- 茨木市地域生活支援拠点等（登録・変更・廃止）却下決定通知書（様式第3号）
- 茨木市地域生活支援拠点等変更申請書（様式第4号）
- 茨木市地域生活支援拠点等廃止届出書（様式第5号）
- 茨木市地域生活支援拠点等短期入所事業所対応状況報告書（様式第6号）
- 茨木市地域生活支援拠点等短期入所事業所対応状況報告書（個票）（様式第7号）

年 月 日

（提出先）茨木市長

申請者 所在地

団体名

代表者名

茨木市地域生活支援拠点等登録申請書

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、次のとおり申請します。

事業所名	
サービス種類	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒
連絡先（電話・FAX）	電話： FAX：
緊急連絡先（電話） （該当事業所のみ）	
連絡先メールアドレス	
市との事前協議日	
地域生活支援拠点等として担う機能 （複数選択可）	☐ 相談 ☐ 緊急時の受け入れ・対応（裏面も記載） ☐ 体験の機会・場 ☐ 専門的人材の確保・養成等
地域生活支援拠点等として担う機能の具体的内容、申請を行う加算等	
市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名（※）	（該当者が複数名いる場合は、各々の氏名を記載すること。）

（※ 地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算又は地域生活支援拠点等機能強化加算の算定のために本申請を行う場合には記入不要。）

＜添付書類＞

- ・運営規程案
- ・別紙（緊急時の受け入れ・対応、地域体制強化共同支援加算の届出、機能強化加算に係る申請を行う場合）

<別紙>緊急時の受け入れ・対応を担う場合

事業所名

※「者」＝18歳以上、「児」＝18歳未満

		受入可	受入不可	備考（受入れ条件など）
身体障害	視 覚	☐ 者 ☐ 児	☐	
	聴 覚 又 は 平 衡 機 能	☐ 者 ☐ 児	☐	
	音声、言語又は そ しゃく 機 能	☐ 者 ☐ 児	☐	
	肢 体 不 自 由	☐ 者 ☐ 児	☐	
	内 部	☐ 者 ☐ 児	☐	
知 的 障 害		☐ 者 ☐ 児	☐	
精 神 障 害		☐ 者 ☐ 児	☐	
発 達 障 害		☐ 者 ☐ 児	☐	
医 療 的 ケ ア を 必 要 と す る 人		☐ 者 ☐ 児	☐	

その他受入れ 可能な障害種別	種別		備考	
	種別		備考	
	種別		備考	

○当事業所への緊急時受け入れ要請に関する備考・留意事項（自由記述）

事業所名 _____

地域体制強化共同支援加算にあたり、次のとおり報告します。

- ☐ 運営規程において、地域生活支援拠点等（相談機能）であることを市町村により位置付けられていることを定めている（申請中である場合も含む）。
- ☐ 障害者総合支援法第77条第3項第1号に規定する関係機関（以下「関係機関」という。）との連携体制を確保するとともに、茨木市障害者地域自立支援協議会へ定期的に参画している。なお、関係機関との連携体制の確保の状況は次のとおりです。

- 支援が必要な方への対応について、関係機関と協議する体制の確保状況

- 緊急時に連絡をとれる体制の確保状況

- 茨木市障害者地域自立支援協議会への定期的な参画状況

※ 定期的な参画とは、協議会の構成員として定期的に専門部会に参加し、個別事例の報告等を行っていることを指します。

<別紙>地域生活支援拠点等機能強化加算

事業所名 _____

① 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者
(拠点コーディネーター)の配置状況

常勤で専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事する者

(1) 法人・事業所名 :

氏名 :

(2) 法人・事業所名 :

氏名 :

地域生活支援拠点等に属する常勤の拠点等コーディネーターの人数 =

(I)		名
-------	--	---

拠点コーディネーター数に応じた地域生活支援拠点等機能強化加算の月内算定上限 =

(II)		回
--------	--	---

((I) × 100 = (II))

② 拠点機能強化サービスの構成

(1) 拠点機能強化サービスの構成形態

いずれかを選択

☐ 同一の事業所において一体的運営

☐ 相互に連携して運営

算定回数(目安)の配分

(2) 地域生活支援拠点等機能強化加算の算定件数上限の配分 (目安)

該当する欄 にチェック	法人 ・ 事業所名	該当する障害福祉サービス等	算定回数 (目安)
		計画相談支援及び障害児相談支援 (機能強化型基本報酬(I)又は(II))	
		自立生活援助	
		地域移行支援	
		地域定着支援	
合計 (月内算定上限)		(III)	
目安の合計が、月内算定上限内であるかの確認			たしかめ
月内算定上限内を超えている場合は 「上限超えと表示されます。」		((II) = (III)) ≥ (IV)	(IV)
			OK

※ 記載欄が不足する場合は適宜欄を追加すること (別紙可)

※ 配分件数 (目安) に変更が生じる場合は、当様式を再提出すること。

上記①・②を満たしており、拠点機能強化事業所として要件を満たしている。

有・無

所 在 地

団 体 名

代表者名

様

茨木市地域生活支援拠点等（登録・変更）決定通知書

年 月 日付け茨木市地域生活支援拠点等（登録・変更）申請について、次のとおり決定したことを通知します。

事業所名	
サービス種類	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒
連絡先（電話・FAX）	電話： FAX：
緊急連絡先（電話）	
連絡先メールアドレス	
地域生活支援拠点等として担う機能	☐ 相談 ☐ 緊急時の受け入れ・対応（裏面も記載） ☐ 体験の機会・場 ☐ 専門的人材の確保・養成等
地域生活支援拠点等として担う機能の具体的な内容、加算等	
市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名	
適用年月日	

年 月 日

茨 木 市 長

印

所 在 地

団 体 名

代表者名

様

茨木市地域生活支援拠点等（登録・変更）却下決定通知書

年 月 日付け茨木市地域生活支援拠点等（登録・変更）申請について、次のとおり却下決定したことを通知します。

事業所名	
サービス種類	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒
却下理由	

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第4号（第5関係）

年 月 日

（提出先）茨木市長

申請者 所在地
団体名
代表者名

茨木市地域生活支援拠点等変更申請書

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録した内容について、次のとおり変更が生じたので、申請します。

市との事前協議日： 年 月 日

	変更前	変更後
事業所名		
サービス種類		
事業所番号		
事業所（施設）の所在地		
連絡先電話番号		
連絡先FAX番号		
連絡先メールアドレス		
地域生活支援拠点等として担う機能		
地域生活支援拠点等として担う機能の具体的内容、申請を行う加算等		
市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名		

〈添付書類〉

- ・運営規程案
- ・別紙（緊急時の受け入れ・対応、地域体制強化共同支援加算の届出、機能強化加算に係る届出の変更を行う場合）

年 月 日

（提出先）茨木市長

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者名

茨木市地域生活支援拠点等廃止届出書

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての廃止を届け出ます。

事業所名	
サービス種類	
事業所番号	
事業所（施設）の所在地	〒

年 月 日

（提出先）茨木市長

報告者 所 在 地
団 体 名
代表者名

茨木市地域生活支援拠点等短期入所事業所対応状況報告書

次のとおり 年 月分を報告いたします。

事業所名		
サービス種類		
事業所番号		
事業所（施設）の所在地		〒
相談件数		
相談 件数 の 内 訳	受け入れ件数	
	受け入れ できなかった件数	
	受け入れ できなかった理由	

年 月 日

（提出先）茨木市長

報告者 所在地
団体名
代表者名

茨木市地域生活支援拠点等短期入所事業所対応状況報告書（個票）

次のとおり、対応状況を報告いたします。

対応年月日	年 月 日	対応時間	～
相談者氏名		対象者との 関係	
対象者氏名	(フリガナ) -----	対象者 生年月日	
対象者住所			
相談内容 ・ 対応状況			